

登録簿

届出番号	16	-	2	-	1	開始年月日	平成17年04月01日		変更年月日	令和7年04月01日	
局コード	116	局名	生活文化局			部コード	16	部名	文化振興部		
課コード	2	課名	文化事業課								
同一の事務を所管する課											
保有個人情報を取り扱う事務の名称		専門家会議の運営(東京都江戸東京博物館資料収蔵委員会、東京都写真美術館資料収蔵委員会、東京都現代美術館資料収蔵委員会、東京都庭園美術館収蔵委員会)									
保有個人情報を取り扱う事務の目的		各施設における資料の収集に必要な事項についての調査検討並びに購入及び受贈等に伴う価格評価の事務を適正かつ円滑に行う。									
保有個人情報の対象者の範囲		専門家会議の委員、作品資料寄贈者及び寄託者									
保有個人情報の記録項目	基本的事項		心身の状況		家族状況等		社会生活等			その他	
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☒ 年齢 ☒ 生年月日 ☒ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴		☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻		☒ 職業 ☒ 職歴 ☐ 思想 ☒ 学歴 ☒ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味			☒ 口座情報 ☒ その他*	
保有個人情報の処理形態		☒ 電磁的記録以外 ☐ 電磁的記録 ☐ オンライン結合									
保有個人情報の主な収集先		☒ 本人 ☒ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☒ その他*									
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号									
外部委託・指定管理者による代行の有無		委託 ☒ 無 ☐ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*									
備考		その他の記録項目: 主な発表論文、著書、業績など 主な収集先「その他」: 既に公表されている論文、著書、インターネット情報など 組織改正に伴う届出(平成22年7月16日)									
*を付した項目について 具体的内容等を記載											
事務を廃止した場合		廃止年月日:						文書保存期限:			